

# 地方自治法の一部を改正する法律案の概要

「地方自治法の一部を改正する法律案」(閣法第 60 号) 2012/08/29 松本純報告

## ▼改正事項

### (1) 地方議会制度

#### ① 地方議会の会期

現行	改正後
定例会・臨時会の区分あり	条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができる

※通年の会期とは、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とするもの。

※通年の会期を選択した場合、議会は会議を開く定例日を条例で定める。

※長等の議場への出席義務については、定例日又は議案の審議に限定する。

※長等が議場に出席できない正当な理由がある場合に、議長に届け出たときは出席義務が解除されることとする(定例会・臨時会においても同様)。

#### ② 臨時会の招集権

現行	改正案
招集権は首長のみにある	議長等の臨時会招集請求に対して長が招集しない時は、議長が臨時会を招集することができる

#### ③ 議会運営

現行	改正案
委員会委員の選任方法、在任期間等について法律で定められている(例：常任委員は会期の始めに議会で選任)	委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法、在任期間等について法律で定めていた事項を条例に委任
常任委員会において公聴会の開催、参考人の招致をすることができる	本会議においても公聴会の開催、参考人の招致をすることができる

### (2) 議会と長との関係

#### ① 再議制度(長が、異議のある議決や越権・違法な議決等に対して、再度の議決を議会に求める制度)

現行	改正案
一般再議の対象は条例・予算の議決案件	一般再議の対象を条例・予算以外の議決事件(総合計画など)に拡大する

※条例・予算以外の議決の再議決要件は過半数とする。

②専決処分（議会が議決すべき事件について必要な議決が得られない場合に、議決に代えて長が行う処分）

現行	改正案
選任に関する文言なし	副知事及び副市長村長の選任を対象から除外する
措置・報告の文言なし	条例・予算の専決処分について議会が不承認とした時は、長は必要と認める措置を講じ、議会に報告しなければならない

③条例公布

現行	改正案
長は条例の送付を受けて再議に付す等の措置を講ずる必要がないと認める時は、20日以内に当該条例を公布しなければならない	長は条例の送付を受けた日から20日以内に再議に付す等の措置を講ずる場合を除き、当該条例を公布しなければならない

(3) 直接請求制度

- ・解散・解職の請求に必要な署名数要件を緩和する。

現行	改正案
有権者数の3分の1(40万を超える部分については6分の1)	有権者数の3分の1(40万から80万の部分については6分の1、80万を超える部分については8分の1)

(4) 国等による違法確認訴訟制度の創設

- ・国等が是正の要求等をした場合に、地方公共団体がこれに応じた措置を講じず、かつ、国地方係争処理委員会等への審査の申し出もしないとき等に、国等は違法確認訴訟を提起することができることとする。

(5) 一部事務組合・広域連合等

- ・一部事務組合、協議会及び機関等の共同設置からの脱退の手続を簡素化する。

※広域連合は対象外とする。

- ・一部事務組合の議会を構成団体の議会をもって組織することができることとする。
- ・広域連合に執行機関として長に代えて理事会を置くことができることとする。

▼修正（追加）事項

(1) 政務調査費制度の改正

現行	改正案
名称：政務調査費 調査研究に資するため必要な経費	名称：政務活動費に改める 調査研究以外の議員活動にも充てられるようにする
新規加筆事項	政務活動費を充てることができる経費の範囲について、条例で定めることとする
新規加筆事項	議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めることとする

(2) 百条調査に係る出頭・証言及び記録提出の請求の要件の明確化

現行	改正案
「特に必要があると認めるとき」の文言なし	議会は当該団体の事務に関する調査を行うため、関係人の出頭・証言及び記録提出の請求をする場合は「特に必要があると認めるとき」に限るものとする

(3) 長等の議場出席への配慮

現行	改正案
新規加筆事項	通年の会期を選択した議会の議長は、長等に対し議場への出席を求めるに当たっては、当該団体の執行機関の事務に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならないものとする